

平成十七年十月二十四日提出  
質問 第二二五号

外務省在外職員の飲酒対人交通事故などに関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省在外職員の飲酒対人交通事故などに関する質問主意書

- 一 外交特権をもつ外務省在外職員は任国の法令を遵守する義務があるか。
- 二 外交特権をもつ外務省在外職員が日本国の領域外で日本国の法令に違反する行為を行った場合、日本国内でその責任を問うことができるか。
- 三 外務省では在外職員が対人交通事故を起こした場合、在外公館長並びに外務大臣に公電もしくは事務連絡で報告することを義務づけているか。
- 四 昭和五十五年度より現在まで、外務省在外職員が外国で対人交通事故を起こしたことがあるか。
- 五 四に対する回答が、対人交通事故を起こしたことがあるという場合、その件数は総計いくつか。また、年度ごとの件数はいくつか。その内、I種職員（旧上級職）が起こした事故は何件か。
- 六 五の対人交通事故のうち外務省在外職員が飲酒（酒気帯びを含む）状態で起こした事故があるか。
- 七 六に対する回答が、飲酒（酒気帯びを含む）状態で起こした対人交通事故があるという場合、その件数は総計いくつか。また、年度ごとの件数はいくつか。その内、I種職員（旧上級職）が起こした事故は何件か。

八 ペルソナ・ノン・グラータの定義如何。

九 昭和五十五年度より現在まで、外務省在外職員でペルソナ・ノン・グラータに指定された者がいるか。

十 九に対する回答がペルソナ・ノン・グラータに指定された者がいるという場合、その総数は何名か。その内、飲酒対人交通事故に関連する者がいるか。いるならば何名か。

右質問する。